

買受適格証明願の申請書類と添付書類等

◇農地法第3条第1項の許可を要する場合（耕作目的の所有権移転）

必要書類等	部数
買受適格証明願（農地法第3条第1項目的用様式）	2部
添付書類は、農地法第3条第1項許可申請時の必要書類と同じ	2部
競売に付される土地の所有者の住民票	不要
代理人申請は、委任状と確認書	1部

※申請締切は、毎月25日です。（休日の場合、前平日）

◇農地法第5条第1項の許可を要する場合（転用目的の所有権移転）

必要書類等	部数
買受適格証明願（農地法第5条第1項目的用様式）	2部
添付書類は、農地法第5条第1項許可申請時の必要書類と同じ	2部
競売に付される土地の所有者の住民票	不要
代理人申請は、委任状と確認書	1部

※申請締切は、毎月25日です。（休日の場合、前平日）

【注意事項】

- ①訂正箇所を修正液・修正テープ等で修正した申請書は、受付できません。訂正する場合は、取り消し線で、見え消し修正してください。
- ②農業委員会では、競売物件の問い合わせには、応じていませんので御注意ください。競売物件の詳細については、裁判所に備えつけてある資料を御覧ください。

※所轄裁判所：福岡地方裁判所不動産執行係

〒810-781

福岡市中央区城内1番1号、TEL.092-781-3141、FAX.092-731-7280

- ③落札後は、裁判所より交付される「最高価買受申出人証明（落札証明）」に「最高価買受申出人となった旨の報告書」を添えて、農業委員会へ農地法の許可申請をしてください。
- ④競売物件を落札したとしても、明渡しが行われずに行われない場合もあります。また、買受人が競売物件の占有者に対して明渡しを請求できる場合であっても、占有者が協力しないときは買受人において訴訟や強制執行の手続きをとらなければならない場合もあります。各物件については、自己の責任において調査・確認をお願いします。